|  |
| --- |
| 　　年　　月　　日　　江田島市長　　様事業主住所事業主名固定資産税の課税免除（不均一課税）を受けるにあたり要件とされている租税特別措置法第12条又は第45条の規定に基づく特別償却の適用については、次のとおり規定には該当していますが、２の理由によりこれらの規定に基づく特別償却は行っていません。　１　該当する規定①租税特別措置法第12条（第45条）第１項の表の第１号② 租税特別措置法第12条第３項（第45条第２項）の表の第１号③　租税特別措置法第12条第３項（第45条第２項）の表の第２号④　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　２　特別償却を行わなかった理由　　　　　　　　　　　　　　　　 |

（注）１については、該当する規定の番号を○印で囲むこと。